

国海環第44号
平成29年7月7日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長



内航船「省エネ格付け」制度の暫定運用について（周知）

海事行政の推進につきましては、平素より格段のご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年12月に国連気候変動枠組条約において「パリ協定」が採択され、平成28年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。同計画において、内航海運におけるCO₂排出削減目標として「2030年度に2013年度比で157万t·CO₂削減」することが掲げられています。

その取り組みの一環として、省エネ・省CO₂設備への投資環境を整備するため、革新的省エネ・省CO₂技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）の省CO₂効果を設計・企画段階で「見える化」する内航船「省エネ格付け」制度を暫定的に開始致します。

本制度では、海運事業者から任意で申請頂いた内航船舶に対して、国土交通省海事局が2000年代（1990～2010年）の船舶と比較した省CO₂効果に応じて格付け（☆の付与）を行うとともに、具体的な省エネ・省CO₂対策内容や省CO₂効果等を事例としてとりまとめ公表し、他の事業者が船舶の省エネ・省CO₂化を図る契機としていただくことを想定しております。

今後、内航海運の省エネ・省CO₂推進のため、関係事業者の皆様のご支援を賜りたいと考えておりますので、ご協力方お願い致します。

本制度は、データに基づき、基準値及び評価方法の整理を行い、平成31年度を目途に本格運用を開始する予定です。

なお、別添の概要及び事務取扱要領につきましては、電子版を国土交通省ウェブサイトに掲載しております。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000075.html)

本件問合せ先：国土交通省海事局海洋・環境政策課 田中、辰野（03-5253-8636）